

## **資料3**

### **標準仕様書の精度向上に向けた進め方（事務局案）**

# 目次

1. 標準化の全体スケジュール及び今年度の位置づけ
2. 今年度検討における前提事項及び取組方針
3. 標準仕様書の精度向上に向けた検討テーマ及び対応方針の確認

# **1. 標準化の全体スケジュール及び今年度の位置づけ**

# 1. 標準化の全体スケジュール及び今年度の位置づけ

## 1-1. 標準化全体スケジュール

令和5年度は、地方自治体及びベンダにおいて標準準拠システムへの移行を本格的に開始するとともに、制度所管府省においては標準準拠システムへの移行支援と、標準仕様書についての各自治体やベンダからの解釈の確認、疑義等への対応を行います。

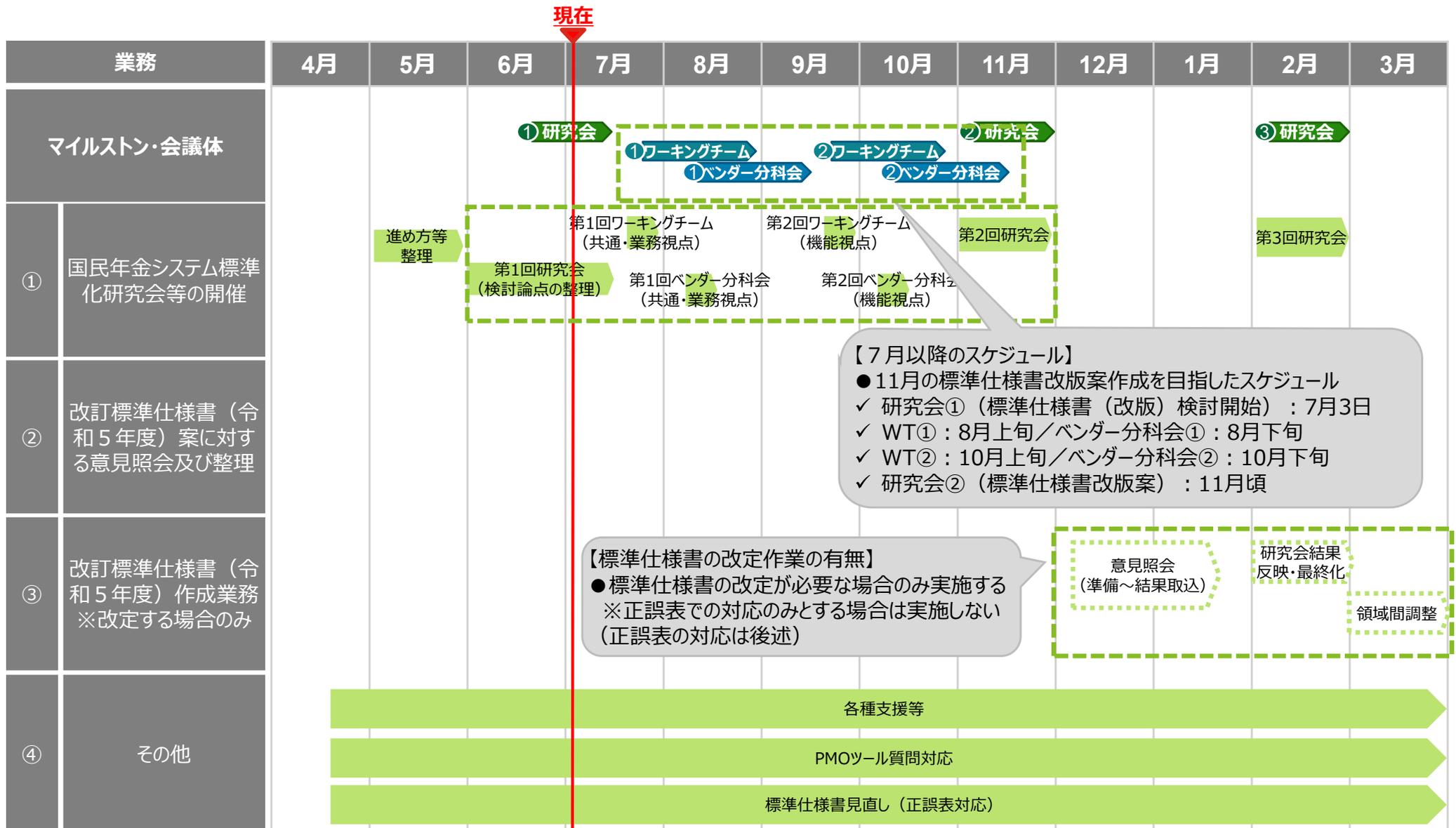
### 地方自治体の基幹業務システムの統一・標準化に向けたスケジュール ※R5.6月デジタル庁資料

	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
地方自治体		ガバメントクラウド先行事業 移行計画策定等の移行準備			20業務の基幹業務システムについて標準準拠システムへの移行
ベンダ			標準準拠システムの開発		標準準拠システムへの移行作業
デジタル庁		ガバメントクラウド先行事業		ガバメントクラウドの調達、提供	ガバメントクラウド実証事業等によるベストプラクティスの横展開
		データ要件・連携要件、共通機能等の策定	標準仕様書の点検、調整	早期移行団体検証事業等	適合確認試験等の実施 データ要件・連携要件、共通機能等に係る制度改正への対応
制度所管府省	標準化法案提出	標準化基本方針の策定			標準準拠システムへの移行支援
		標準仕様書の策定 (標準化対象20業務の機能要件)	標準仕様書の改定		標準仕様書に係る制度改正等への対応

# 1. 標準化の全体スケジュール及び今年度の位置づけ

## 1-2. 令和5年度全体スケジュール（国民年金領域）

令和5年度は、研究会を3回、ワーキング、分科会を各2回実施する想定です。



## **2. 今年度検討における前提事項及び取組方針**

## 2. 今年度検討における前提事項

### 2-1. デジタル庁から示された取組方針に基づく対応

令和5年度における標準準拠システムへの移行支援にあたり、令和5年6月16日にデジタル庁HPにて公表された「標準仕様書の改定・運用に関する考え方」で示された運用に沿って対応することが必要です。

#### 対応のポイント（標準仕様書の改定・運用に関する考え方（デジタル庁HP公表）から抜粋）

項番	項目	取組の考え方（標準仕様書の改定・運用等についての制度所管省庁への説明会資料）	取組のポイント
1	改定にかかる内容	①制度改正等の政策上必要と判断される見直しを行う場合は、原則として適合基準日の1年前までに見直し内容を反映した標準仕様書を公表する。ただし、制度改正が毎年予定されているなど、1年前までの仕様書の見直しが困難な事務については、デジタル庁と制度所管省庁で協議の上、別途定める。	✓ 制度改正について、標準仕様書への影響を事務局で検討する
2		②制度改正等以外の事情を契機として見直しを行う場合は、原則として、年1回の特定の期日を目途に見直し内容を反映した標準仕様書を公表することとし、当該内容に係る適合基準日は、公表後1年後以降とする。ただし、移行支援期間（2025年度まで）においては、統一・標準化の取組を優先するため、原則として当該見直しは行わず、真に必要なものについてデジタル庁と協議の上、見直しを行う。	✓ 見直しが必要な場合、意見照会を実施する
3		③データ要件・連携要件については、機能要件の見直しを契機として改定を行う。	—
4		④見直し内容の標準仕様書への反映の基準日は原則として、8月31日と1月31日とする。	—
5		⑤なお、標準準拠システムの開発過程等で生じる事業者等からの標準仕様書の解釈の確認や疑義等への対応については、開発のボトルネックとなることのないよう、標準仕様書の改定プロセスを待つことなく、デジタル庁が別途定める方法により、随時対応することとし、事業者等との認識共有を図る。	✓ 以下の「事業者等からの疑義等への対応や解釈の補記の範囲にかかる内容」にて説明
6	事業者等からの疑義等への対応や解釈の補記の範囲にかかる内容	（1）標準準拠システムの開発過程等で生じる事業者等からの標準仕様書の解釈の確認や疑義等への対応 事業者等からの疑義等について、デジタル庁及び制度所管省庁は、標準化PMOツールで対応する。また、当該解釈等を標準仕様書に補記する場合は、次の（2）正誤表の公開の対応を行うこと。	✓ 事業者からの等からの標準仕様書の解釈の確認や疑義には、標準仕様書の改定プロセスを待つことなく、PMOツールにて対応
7		（2）正誤表の公開 標準仕様書の解釈等の記載や誤記の訂正については、標準仕様書の改定プロセスを待つことなく、正誤表で対応することができる。 なお、正誤表で対応可能な範囲については、「機能要件の修正等に伴う機能IDの運用ルール」のとおりとする。	✓ 標準仕様書の実装区分とデータ要件の実装類型の差異は正誤表で対応

次頁にて補足

## 2. 今年度検討における前提事項

### 2-2. デジタル庁から示された取組方針に基づく対応

#### 【補足】事業者等からの疑義等への対応や解釈の補記の範囲にかかる内容（2）正誤表の公開

正誤表による対応範囲（※）は、標準仕様書の改定・運用に関する考え方（デジタル庁HP公表）において、「誤記の訂正」、「データ要件・連携要件との管理項目不整合に伴う訂正」、「要件の考え方・理由、備考欄のみの加除」と示されています。

項目	種別	例	機能ID
機能要件	削除	機能要件を全て削除	元の機能IDを欠番とする
機能要件	分割	機能要件の分割	元の機能IDを欠番とする （1つの要件を2つに分割する場合、機能IDを2つ新規付番する）
機能要件	新規追加	新しい機能要件の追加	新規付番
機能要件	修正	一部追加 一部削除	元の機能IDを欠番とする 修正を行った機能要件に機能IDを新規付番する
機能要件	訂正	※ あきらかな誤記の訂正 （例：当該昨日→当該機能） ※ データ要件・連携要件との管理項目不整合に伴う訂正	機能IDをそのまま利用し、訂正する
実装類型	修正	実装必須機能から標準オプション機能に修正	機能IDをそのまま利用し、修正する
要件の考え方・理由、備考欄	補記	※ 機能要件の考え方等のみを加除	機能IDをそのまま利用し、訂正する



#### 国民年金標準仕様書への対応方法（事務局案）

【改定】※改定する場合のみ

- 発出時期  
令和6年3月（予定）
- 発出プロセス  
事務局で改定案を作成し、研究会及び意見照会に諮ったうえで発出

【正誤表】

- 発出時期  
随時
- 発出プロセス：  
事務局で正誤表を作成し、研究会構成員の意見を募ったうえで発出

【参考】正誤表フォーマット（標準仕様書の改定・運用に関する考え方についての制度所管省庁への説明会資料抜粋）

機能ID	修正カラム	正	誤
0010001	機能要件	当該機能において、〇〇の検索ができること。	当該昨日において、〇〇の検索ができること。
0010002	実装類型（指定都市）	◎	○
0010002	備考	【第X.X版】にて、指定都市要件の実装類型を変更	（記載なし）
0010100	要件の考え方・理由	〇〇の異動処理を行うにあたって、△△情報が必要であることから実装必須機能として定義している。	（記載なし）

### **3. 標準仕様書の精度向上に向けた 検討テーマ整理及び対応方針確認**

# 3. 標準仕様書の精度向上に向けた検討テーマ整理及び対応方針確認

## 3-1. 検討テーマ整理

令和4年度下期の意見照会結果等を踏まえ、令和5年度以降の検討テーマを区分しました。

標準仕様書（1.1版）以降で対応すべき事項

内因 （「研究会」起因）	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 意見照会結果（令和4年度1-2月実施分）                     <ul style="list-style-type: none"> <li>追加</li> <li>見直し</li> </ul> </li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 申し送り事項（令和4年度分）                     <ul style="list-style-type: none"> <li>追加</li> <li>見直し</li> </ul> </li> </ul>
外因	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 領域間の整合作業                     <ul style="list-style-type: none"> <li>標準化全体に共通する事項／横並び調整方針への対応 ※1.1版以降の対応とした事項                             <ul style="list-style-type: none"> <li>横並び調整方針/標準仕様書の改訂・運用等                                     <ul style="list-style-type: none"> <li>追加</li> </ul> </li> <li>共通機能の標準                                     <ul style="list-style-type: none"> <li>追加</li> </ul> </li> <li>データ要件・連携要件の標準                                     <ul style="list-style-type: none"> <li>見直し</li> </ul> </li> <li>非機能要件の標準                                     <ul style="list-style-type: none"> <li>見直し</li> </ul> </li> <li>ガバメントクラウドの利用基準</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 法令・制度改正対応                     <ul style="list-style-type: none"> <li>追加</li> <li>見直し</li> </ul> </li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 自治体からの意見・質問（PMOツール経由分）                     <ul style="list-style-type: none"> <li>追加</li> <li>見直し</li> </ul> </li> </ul>

検討テーマとして再整理

検討テーマの区分（案）

業務機能の追加	①新規機能・帳票の追加	標準化済みの業務に係る新規機能・帳票の追加
	②新規業務（及び機能・帳票）の追加	標準化されていない業務の追加とそれに伴う機能・帳票の追加
業務機能の見直し	③標準仕様書の精度向上・要件化範囲・内容の最適化	標準仕様書の品質の向上の観点から改善を図る事項
	④法令・制度改正予定の標準仕様書への反映	「1.1版」決定以降の法令・制度改正内容の標準仕様書への反映
	⑤年金機構側の業務変更を伴う事項に関する対応	日本年金機構との調整を要する業務・機能の見直し
その他追加・見直し	⑥横並び調整方針への対応	横並び調整方針についての対応
	⑦共通事項への対応	標準化業務の共通事項との整合確認及び標準仕様書への反映

### 3. 標準仕様書の精度向上に向けた検討テーマ整理及び対応方針確認

#### 3-2. 精度向上に向けた対応方針

各検討テーマ区分について令和5年度の対応方針を検討しました。

検討テーマ区分		対応方針
①	新規機能・帳票の追加	※令和5年度においては原則対応せず
②	新規業務（及び機能・帳票）の追加	※該当する事項なし
③	標準仕様書の精度向上・要件化範囲・内容の最適化	開発・移行の円滑化に寄与する対応を行う
④	法令・制度改正予定の仕様書への反映	制度改正について、標準仕様書への影響を事務局で検討のうえ、必要に応じて改版標準仕様書を策定する
⑤	年金機構側の業務変更を伴う事項	※中長期的課題（年金機構と自治体間の報告・送付対象情報及び手段の整理）
⑥	横並び調整方針への対応	デジタル庁が横並び調整方針を修正した場合、標準仕様書への影響を事務局で検討のうえ、調整方針に沿って標準仕様書を更新し、研究会にて報告
⑦	共通事項の整備への対応	デジタル庁が共通事項の整備を修正した場合、標準仕様書への影響を事務局で検討のうえ、平仄を合わせる形で標準仕様書を更新し、研究会にて報告

**EOF**